別表第二（第十六条、第十九条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
表題部についての登録に共通する事項			
一	公共施設等の名称についての変更の登録	変更後の公共施設等の名称	
二	公共施設等の表題部についての登録の登録事項の更正の登録	更正後の公共施設等の表題部についての登録の登録事項	
三	令第二十六条第二項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登録		相続又は法人の合併を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）及びその他の登録原因を証する書面
権利部についての登録に共通する事項			
四	登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所	当該登録名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）
五	権利部についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録事項	イ　登録原因を証する書面 ロ　付記登録によってする権利部についての変更の登録又は更正の登録を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
六	登録の抹消（十、十四及び二十九の項の登録を除く。）		イ　令第三十二条第二項の規定により登録権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十八条第一項に規定する除権決定があったことを証する書面 ロ　令第三十二条第三項前段の規定により登録権利者が単独で登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　債権証書並びに被担保債権及び最後の二年分の利息その他の定期金（債務不履行による損害を含む。）の完全な弁済があったことを証する書面

		(2)　登録義務者の所在が知れないことを証する書面 ハ　令第三十二条第三項後段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　被担保債権の弁済期を証する書面 (2)　(1)の弁済期から二十年を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたことを証する書面 (3)　登録義務者の所在が知れないことを証する書面 ニ　イからハまでに規定する申請以外の場合にあっては、登録原因を証する書面 ホ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
七　抹消された登録の回復	回復する登録の登録事項	イ　登録原因を証する書面 ロ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
公共施設等運営権に関する登録		
八　公共施設等運営権の設定の登録	申請人が令第三十五条各号に掲げる者のいずれであるか。	イ　公共施設等運営権の設定を受けた者から法人の合併その他の一般承継により公共施設等運営権を取得した者が申請するときは、法人の一般承継に合併その他の一般承継を証する書面（市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）を含むものに限る。） ロ　令第三十五条第二号に掲げる者が申請するときは、公共施設等運営権を有すること及び確定判決と同一の効力を有する確定判決（確定判決によって確認されたものを含む。）によって確認されたことを証する書面 ハ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）